

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止請求事件  
原 告 大 石 光 伸 外265名  
被 告 国 外1名

準 備 書 面  
(被害論準備書面(2))

2013（平成25）年10月17日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 河 合 弘 之  
外



## 内容

第1	原発事故による損害・被害と憲法.....	2
1	原発事故被害を憲法から考えることの意味.....	2
2	福島原発事故による被害によって侵害された憲法上の権利 .....	3
第2	原告らの被害論の主張の位置づけ .....	5
1	原発事故による深刻な被害は原告らの請求の根本を基礎付ける .....	5
2	裁判所の原発技術に対する考え方を改められなければならない .....	7
3	被告日本原電の主張からすれば、被害論は本件の争点である .....	8
第3	被害論は、他の争点との関連でも「常に」参照されなければならない .....	9
第4	今後の被害論についての主張の組み立て .....	9

## 第1 原発事故による損害・被害と憲法

### 1 原発事故被害を憲法から考えることの意味

#### (1) 生活基盤を破壊する広範で長期かつ深刻な被害

原告らは、「準備書面（3）－原発事故による深刻な被害は原告らの請求の 根本を基礎付ける請求原因事実である－」（以下、被害論準備書面（1）という）において詳細に述べたとおり、原発事故による深刻な被害は原告らの請求の根本を基礎付ける請求原因事実であると考えている。

この書面のうちから、福島原発事故が被害者のどのような権利を侵害しているのかをまとめた部分をもう一度、要約して以下に再掲する。

原告らは、東海第2原発（以下「本件原発」という。）の危険性に基づいて被告日本原電に対しその操業差し止めを求めるとともに、被告国に対しては設置許可の無効確認、使用停止命令の発令を求めている。

本件訴訟においては、福島第一原発事故（以下「福島原発事故」という。）とその広範な被害は、本件原発において安全性が保障されないまま運転が強行された場合の遠くない将来の姿を示したものとして、その原因及び被害の全貌について常に本件で参照されねばならない。

すなわち福島原発事故による被害は、地域的にも人的にも時間的にも実に広範で長期かつ深刻な被害を我々の実生活に及ぼしている。この被害（侵害行為）の特質を一言で表せば「被害の広範性、継続性、深刻性、全面性」と定式化できる。つまり、本件事故は、これまで積み上げられてきた我々の日々の実生活そのものを丸ごと破壊し、その被害は現時点で全く回復の見込みはなく、将来の展望を描けない状況に追いやっている。ひとたび原発事故が発生すれば「丸ごとの生活」そのものの不可逆的な侵害が起こり、生命身体の安全だけでなく、従前の生活基盤が根こそぎ破壊されるのである。

#### (2) 回復不可能な被害をもたらす原発

被告国は、これまでたびたび起きた原発事故についての教訓を汲み取らず、また国民からの懸念、疑問について真摯な対応を取らず、電力会社、原発製造メーカー、原子力研究者等と一体となっていわゆる原子力村と呼ばれる運命共同体を形成して、原発推進政策を積極的に押し進めてきた。

## 2 福島原発事故による被害によって侵害された憲法上の権利

福島原発事故による被害によって、憲法に定められた人権は次のように侵害されている。

### (1) 生命に対する侵害

ア 避難の過程における死

双葉病院の例

浪江町請戸の浜では、津波による被害により倒壊した建物などの下敷きになり、救援を求めていた者の存在が確認されており、このような救えた可能性のある命が、強制避難によって消防団などによる救難活動が実施できなかった

イ 避難生活に起因する自死

山木屋事件

福島県相馬市の酪農家菅野重清さん

福島県須賀川市の農業男性（当時 64）の自殺

これらの事故に起因する人の死亡は、端的に生命権（憲法 13 条）に対する侵害である。このように、既に多くの人命が福島原発事故によって奪われた。

### (2) 健康に対する被害、健康被害に対する懸念に起因する生活制限

ア 不可能な選択を迫る原発事故

第 2 の人権侵害は健康に対する被害、健康被害に対する懸念に起因する生活制限である。

原発に近い周辺地域では住民は避難を強制され、さらに広域の住民は、自主的に避難した者と被曝をしながら留まるものとに分かれた。放射性物質の被害がどのようなものとなるかは、今後の息の長い調査によって明らかにされるほかない。

そして引き続く、強制避難と自主避難は、多くの人々の生活の基盤と家族としてのつながりを深く傷つけ、その復旧のめどは全く立っていない。引き続く避難と帰還の過程において、多くの人々のからだと心を傷つけ続けている。

イ 被害者の自己決定権の尊重を決めた子ども被災者支援法

低線量被曝に関する医学的知見が明確でない現段階で、将来の健康リスクを回避する為了に自主的に居住地を移転したり、子どもたちを安全な地域で保養させるなど可能な限りの被曝回避方法を探ることは個々の市民の感覚からすれば極めて当然のことである。

2012年6月に全会一致で国会で成立した子ども被災者支援法は、「本件事故により

放出された放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと」（第1条）を認めたこと、被害者が被災地に居住するか、避難するか、又は避難した後帰還するかについて、被害者自身の自己決定権を認め、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援を受けられることを認めたこと（第2条第2項）、さらに、国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていること（第3条）を認めた点において、画期的な内容の立法であった。

### （3）居住移転の自由

第3に、我々の日常生活はそれぞれの住居を起点として成り立っている。住居はまさに「生活の本拠」である。

高線量の地域では、強制避難や避難勧奨などの措置により、原発周辺の住民は、この生活の本拠からの移転を余儀なくされ、歴史的文化的に形成された個性ある住居地・コミュニティからの移転を余儀なくされている。人々の生活そのものが奪われ、高線量地域の住民は帰還のめども立たない状況にある。

他方で、広範な地域が一般人の被曝限度を超える被曝を不可避とする、放射性物質による環境汚染を蒙った。しかし、これらの地域の住民に対しては、自主的な避難を支援するための住居と職業を保障する法的措置は講じられていない。

これらの地域に残留する者には、除染などの措置が一部提供されたが、こどもたちへの定期的保養の措置やきめ細かい健康診断などロシア、ウクライナ、ベラルーシでは実施されているような支援措置は全く不十分である。

高線量地域の住民は帰還のめども立たない状況にある一方で、低い線量の地域では、損害賠償の打ち切りによって帰還をせざるを得ないような帰還促進政策がとられている。ここでも、住居地の自主的な決定の権利が侵害されている。

このように、原発事故被災地域では、広範な地域において、市民の居住移転の自由（憲法22条1項）が著しく侵害されている。

### （4）職業選択の自由

第4に、居住移転の自由が侵害される当然の結果として、職業選択の自由（憲法22条1項）が侵害されている。すなわち、各人の日々の生活の重要な構成要素は「労働生活」である。多くの市民にとって労働生活が「丸ごとの生活」の核となる重要な構成要素で

ある。

各人は避難先で最大の努力を傾注して労働活動への復活・再生に挑戦しているが、幸運にも新たな人格発展の場を手にすることができますが、市民は多くはない。たとえば、有機農業では「ミミズの住める農地」を作るために10年かかると言われているが、放射能に汚染された農地を今後再生する展望が現在のところなく、人格発展の場としての農地と農業を再び獲得する目途など立っていない。個人の努力ではどうすることもできない事態に直面しているわけである。

#### (5) 地域コミュニティの破壊

そして、この市民生活の営まれる各人の属する地域コミュニティは、それぞれの自然条件と歴史的条件、さらにはこれらの諸条件を背景に長い年月をかけて形成された文化とそこに暮らす具体的な市民によってそれぞれ特徴あるものとして形成されてきたものである。このような地域コミュニティは、「他に全く同一の地域空間は存在し得ない」という意味でかけがえのないものである。「丸ごと破壊された生活」の中には、実は、このような「かけがえのない地域コミュニティによる市民生活」が重要な構成要素として位置づけられる。具体的には

ア 先祖代々の土地に対する愛着とその土地で暮らすことのかけがえのない利益（憲法13条）

イ 慣れ親しんだ人間関係や歴史的に築かれた文化の染みこんだ土地で生活することの利益（特に高齢者のQOLに取っての利益）（憲法13条、25条）

ウ これらの特質ある地で成長発展する幼児・児童の発達の利益（憲法13条、25条、26条）など人格権と構成することの出来る諸利益が根こそぎ侵害されているのである。

## 第2 原告らの被害論の主張の位置づけ

### 1 原発事故によって失われた権利

福島原発事故では貴重な人命が奪われ、多くの住民がふるさとと生業を奪われた。9月7日に福島県郡山で開催された福島県弁護士会主催のシンポジウムで、馬場有浪江町町長は、次のように発言された。「浪江町の復興計画では、戻る人、戻れない人、戻らない人がいることを前提にしている。人口の30% 6500人の主として若い人は戻らないだろう。戻らない人、戻る人の別なく、手を差し伸べたい。我々の人権は侵害された。憲法

13条の幸福追求権は喪われている。みんなバラバラにされ、幸福な生活が奪われた。憲法25条の生存権が奪われている。被ばくによる健康不安はぬぐえない。憲法29条の財産権も奪われた。私たちにとって、土地は単なる財産ではなく、先祖から受け継いだものだ。時価の賠償では立ち直れない。再取得価格の賠償を認めて欲しい。弁護士の皆さん協力で、奪われた住民の権利を奪い返し、勝ち取って欲しい。」と。

浪江町では、大学関係者の協力の下に実施した住民アンケート調査の結果を2013年8月に公表している（甲F1）。この調査は、「住民の皆様、全10,109世帯（総人数21,436名）に浪江町の協力を得て送付し、高校生以上の町民の皆様に回答をお願いした。その結果、得られた第一次締め切り分9,384通の有効回答を素材に集計分析したものである。

もとより本格的な統計分析には、データの大きさからも相当の時間が必要であるが、現段階で、おおまかな傾向の把握のために、基本的な度数分布の状況や、簡単な相関の検討を試み、まとめたものである。それゆえ、今後、さらなる詳細な分析が必要であり、統計的な検証なども今後の課題としたプレリミナリーなデータであることに留意していただきたい。とはいえ、ここからでも、被災前の浪江町のコミュニティの状況と、被災後のその崩壊と精神的苦痛の一端は明らかであり、町民一人一人が受けた被害は、それぞれ複数の要素が相互に関連し影響を与えあうものとなっている実態を読みとることができる。」とされている。

世帯破壊と生活破壊の関連、震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または收支バランスが悪化していること、仮設・借上住宅での生活の困難、避難先でのいじめ、偏見、いたずら等、浪江に帰りたい／帰りたくないという心情の複雑さと精神的苦痛の関係が強いこと、震災直後と現在とで精神的苦痛は和らいでいないこと、東電の賠償対応への不満、精神的苦痛は様々な要素が複合しており、個別の類型の苦痛のみに着目しては被害の総体やその大きさは正確に把握できないことなどが明らかにされている。この報告書は被害を受けた一つの町だけの被害に関するものであるが、その調査は原発事故被害の深層に迫っているものと評価できるだろう。報告書そのものを証拠提出するので、是非ご一読いただきたい。

## 2 相対的安全性で足りるとしてきた判例

福島第一原発事故以前の原発訴訟においては、最高裁判所は、伊方最高裁判決において、原発の安全審査の目的について、原発事故は「万が一にも」起きてはならないことにある、

と厳格な判断を示したにもかかわらず、その具体的あてはめ（結論）においては、その厳格さは貫徹されず、その結果として、原告側敗訴の判決がなされてきた。

たとえば、浜岡原発運転差止訴訟の2007年（平成19年）10月26日の静岡地裁判決は、原発の耐震設計について、「確かに、我々が知り得る歴史上の事象は限られており、安政東海地震又は宝永東海地震が歴史上の南海トラフ沿いのプレート境界型地震の中で最大の地震でない可能性を全く否定することまではできない。」と認めながら、「しかし、このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない」とした（同判決114～115頁）。ここでは、原発事故の過酷さ、それゆえに求められる高い安全性の判断について、裁判所が思い悩んだ形跡が全くみられない。

この浜岡原発静岡地裁判決をはじめとして、これまでの裁判所は、原発事故を、航空機事故や鉄道事故など、他の科学技術と同列に扱ってきたと言わざるを得ない。つまり、裁判所は、原発事故の「被害の限定性」「被害の救済可能性」について、他の科学技術と同列の想定をし、相対的安全性で足りるとしていたということではないかと思われる。

### 3 米前原子力規制委員会委員長「住民の避難を必要としない安全基準が必要」

9月24日付の福島民友新聞は、次のように報じている。

「東京電力福島第1原発事故が起きた当時の米原子力規制委員長だったグレゴリー・ヤツコ氏は23日、都内で講演し、原子力規制の基準について、福島第1原発事故の教訓を踏まえて、新たな基準を策定する必要があるとの考えを示した。講演で「（事故が起きても）一人も避難することに陥らせず、敷地外や海を汚染してはいけない基準が世界中の原発に求められる」と述べた。将来的な話として「過酷事故が起きる仕組みがない発電方法が望ましい」との見解を明らかにした。

原子力規制の前提については「原発は事故が起きるものだという基本的な事実を認めなければいけない」と指摘し、事故原因究明と同時に「これまで一般に安全と考えていることの見直しが重要」と述べた。福島第1原発事故については、燃料溶融や水素爆発に備えるべき機器が作動しなかったことが問題とした。」

このヤツコ氏の提唱する基準は、福島で起きたような多くの住民が避難を強いられるような事故は、受け容れがたいと言うことに尽きる。そして、このような事故が発生する可能性はゼロにしなければならないということなのである。

#### **4 裁判所の原発技術に対する考え方は改められなければならない**

浜岡原発の静岡地裁判決の判断が誤りであったことは、すでに福島第一原発事故が事実をもって示した。福島第一原発事故は、あらためて原発事故の「被害の無限定性」と「被害の救済不可能性」を示したといえる。甚大な被害を発生させる原発事故は「万が一にも」起きてはならないのであるから、これを貫徹すれば、原発を他の科学技術と同列に扱うことは誤りであり、原発が住民の避難を不可避とするような重大な事故を発生させないことについては絶対的安全性が求められるというべきである。

#### **5 被告日本原電の主張からすれば、被害論は本件の争点である**

ところが、この点に関して、被告日本原電は、「福島第一原発事故と同等若しくはそれ以上の事故が絶対に発生」してはならないということはない、と主張し（被告日本原電の2013（平成25）年6月27日付回答書）、裁判所が従来と同じ基準で安全性判断をすることを求めている。

原子力規制委員会の活動を見ても、活動分野ごとに厳格な基準がとられている分野もあれば、これまでの基準が温存されている分野も見られる。規制基準の合理性を一つ一つの基準ごとに裁判所は判断をしなければならない。そして、そのための裁判所としてのモノサシを持たなければならぬ。

#### **6 米原子力規制委員長を変えた福島の苛酷な被害の現実**

ヤツコ氏が、先に述べた基準を提唱するようになった理由ははっきりしている。2012年12月23日NHKテレビは、「ドキュメンタリーWAVE▽原発の“安全”を問い合わせ～米NRC前委員長 福島への旅」と題する番組を放映した。この番組は、「この夏（2012年夏）、アメリカNRC（原子力規制委員会）のグレゴリー・ヤツコ前委員長が福島への旅に出た。今も放射能汚染に苦しむ被災地の実情を直接に見て、避難を強いられている人々の声に耳を傾け、さらに事故の調査検証委員会のメンバーと議論を交わすためだった。原発大国アメリカの原発の安全に関する責任者だったヤツコ氏。原発事故によってもたらされた現実に、何を感じ、何を考えるのか…。ヤツコ氏の福島への旅を追った。」というものであった。まさしく、ヤツコ氏は福島の被害者・被災者の苛酷な現実を見つめる中で、自らの原子力安全に関する判断基準を変えたのである。

## 7 裁判官も自らのうちにモノサシを持って欲しい

このように、原発の安全性の判断基準について、「被害の限定性」「被害の救済可能性」を前提として相対的安全性があれば足りるとするのか、それとも「被害の無限定性」「被害の救済不可能性」を前提として重大事故に関し絶対的安全性が求められるのかは、規制を担当する者の間においても、また本訴における原被告間においても争いがある事項である。被害論は、まさに本訴訟の争点にほかならないのである。

裁判所は、原被告のどちらの主張に組みするのか、福島原発事故の実相を見つめて、自らのうちにモノサシを持ち、法的な価値判断の前提としての確固とした事実認識を持つ必要があるのである。

## 第3 被害論は、他の争点との関連でも「常に」参照されなければならない

本件における争点は、地震や津波の想定、平時・異常時の安全対策、老朽化など様々なものがあるが、これらの争点との関連でも、被害論は、「常に」参照されなければならない。たとえば、地震や津波の想定の誤りという個別の論点において、その想定が誤っていた場合にはどのような事故が発生しうるのかが適切に理解されていなければ、地震・津波の論点における判断も、おのずと誤ったものとなる可能性が常にある。これは、他の論点、すなわち、安全対策や老朽化における場合も、全く同様である。

すなわち、本件の論点は、多数あり、かつ、その中身は科学的・技術的なものとなることが避けられないが、その判断においては、判断を誤った場合には、どのような被害が生ずるのかが、参照されなければならない。そして、裁判所は、訴訟の全過程を通じて心証を形成するのであるから、被害論は「常に」参照されなければならない。

そうでなければ、旧来の原発訴訟と同じように、安全性論は机上の空論に終わり、再び「万が一の事故」が起きることを許しかねないと危惧するからである。

## 第4 今後の被害論についての主張の組み立て

### 1 被害の全貌は明らかになっていない

福島原発事故の被害の総体・全貌を明らかにした書籍や報告はまだ存在していない。それだけ、この事故による災害は広範であり、深く被害者の生活を根底から変えてしまったのである。

国会事故調報告書の第4部には、かなり詳細な被害報告がまとめられている。参考資料編には、自治体ごとの住民の声など詳細な被害報告が掲載されている。福島県内をはじめとする自治体も、自治体ごとに被害報告をまとめている。これらの報告書には膨大な被害者の生の声が集められている。

福島原発告訴団は50人の福島県民の陳述書をまとめた「これでも罪を問えないのですか」を出版した。これ以外にも、多くの事故被害についての書籍が出版されている。

今回、裁判所が原告らの要望を容れ、被害論についての準備書面の陳述の機会を認めるに至ったことを心から歓迎する。このような機会を活かし、被害論の全体をどのような構成とし、これをどのような順序で明らかにしていくか、原告らは、自らの経験、自らの経験でなくとも、聴き取りや文献調査、被害者による損害賠償訴訟の資料の中から、的確な主張と立証を積み重ねたいと考えている。

## 2 被害の実相は住んでいた場所と生業、家族状況、置かれた立場によって大きく異なる

福島原発事故による被害は、ひとりひとりの被害者・被災者の経験の総体であるが、それを個別に記述することは不可能である。たとえば、事故時にどこに住んでいたか、その地域にどれだけの放射性物質が降り注いだかによって、被害者の運命は大きく異なることとなった。強制避難の対象とされた人々がいる。強制避難させられた人々の中にも、避難指示が解除された人、帰還困難とされた人、避難指示の解除を待っている人々がいる。

避難指示が解除されても、戻る人と戻らぬ人々がいる。このような選択の違いは、同じ家族の中でも生じている。

公衆の被ばく限度である1ミリシーベルトを超える被ばくを受けながら、福島の地に残っている人もいる。避難指示は受けていないが、県内、県外に自主的に避難した人もいる。

ひとりひとりが、思い悩みながら、先の見えない未来の選択を強いられているのである。災害を受けた時の職業によっても、被害の現れ方は著しく異なるものとなる。被害地域で農業や酪農・畜産業を営んでいた者、漁業を営んでいた者は生業を根本から喪った者が多い。工場を経営し、工場に働いていた者も、工場の閉鎖により、仕事を喪った。被害地域にお寺を構えていた者は、檀家を喪い、寺を続けていくことができなくなった。学校や幼稚園、保育園などを営んでいた者は、子どもたちが避難し、避難指示が解除された地域でも子どもたちが戻ってこない。床屋や食料品店、スーパー、商店など商業を営む者は、顧客を喪って廃業に追い込まれた。病院を経営していた者も、経営が続けられなくなった。

このように、被害時にどのような職業に就いていたかとその地域の被ばくレベル、家族の意思決定によって、被害の実相はいくつもの場合に分かれるが、それぞれに深刻な被害に見舞われたのである。

自治体や国の出先機関、さらには裁判所などの公共機関も大きな被害を受けた。強制避難区域に位置する自治体は、自治体の根幹をなす地域を喪い、住民票という紙の上とつながろうとする住民の意思だけでつながる存在となった。双葉郡の高線量地域の自治体の中には、ほとんどの住民が帰還困難であり、自治体として復活することが困難なところも出てくるだろう。

住民に帰還を呼びかけている自治体においても、子育て中の若い世代の多くは戻らず、人工的に急速な高齢化がすすみ、地域生活のインフラを保つことも困難になることも予測される。

### 3 結論

このような深刻であり、多様であり、複雑な被害の現実を、原告らは、できる限り多角的に明らかにしていくことしたい。そして、これを裁判所・司法が、原子力発電に対してどのような立場を立脚点とし、判断をしていくのかを考察する際の、一つのよりどころとしていただきたい。